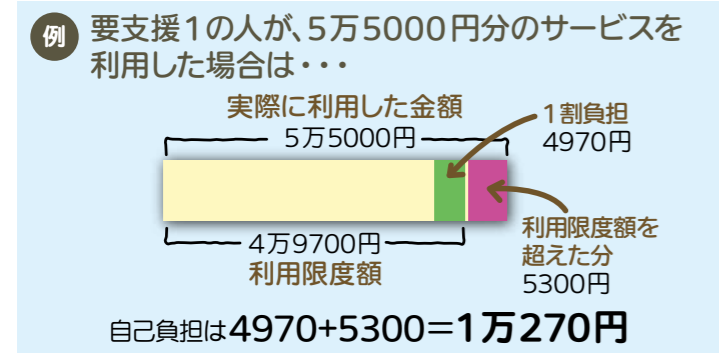


自己負担割合と負担の軽減

介護保険のサービスを利用したときは、原則として利用料の1割を支払います。自己負担が重くなったときや、所得の低い方には負担を軽減するしくみもあります。

在宅でサービスを利用したときは利用料の1割を支払います

要介護度ごとに1か月に1割負担で利用できる金額に上限(限度額)が設けられています。(右表)限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。



サービスの利用限度額(1か月)

要介護度	利用限度額(1か月)	自己負担(1割)
要支援1	4万9700円	4970円
要支援2	10万4000円	1万 400円
要介護1	16万5800円	1万6580円
要介護2	19万4800円	1万9480円
要介護3	26万7500円	2万6750円
要介護4	30万6000円	3万 600円
要介護5	35万8300円	3万5830円

- 上記の限度額に含まれないサービス(下記のサービスは1割負担で使える限度額が個別に設けられています)
 - ・特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入) ……年間10万円 <自己負担 1万円>
 - ・居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修) ……20万円(同一住宅) <自己負担 2万円>
 - ・居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導) ……医師・歯科医師の場合は1か月1万円(月2回まで) <自己負担 1000円>など
- 施設に入所して利用するサービスは、上記の限度額に含まれません。

自己負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの1割の利用者負担の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付され、負担が軽くなります。

※給付を受けるには、市区町村への申請が必要です

- 同じ世帯にサービス利用者が複数いる場合は、全員の1割の利用者負担を合計します。

自己負担の限度額(月額)

区分	世帯の限度額	個人の限度額
生活保護の受給者の方等	1万5000円	1万5000円
世帯全員が市町村民税非課税で	・老齢福祉年金受給者の方 ・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等	2万4600円
	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方等	2万4600円
市町村民税課税世帯の方	3万7200円	3万7200円



助かるわぁ

施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の1割に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。



★居住費・食費について

居住費・食費は、施設と利用者との契約により決められますが、施設の平均的な費用を基に、水準額が定められています。

居住費・食費の水準額(1日あたり)

施設の種類の種類	居住費				食費
	従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型準個室	
介護老人福祉施設	1150円	320円	1970円	1640円	1380円
介護老人保健施設・介護療養型医療施設	1640円	320円	1970円	1640円	

所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

※給付を受けるには、市区町村への申請が必要です

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

区分	従来型個室	居住費			食費
		多床室	ユニット型個室	ユニット型準個室	
第1段階 ・生活保護受給者の方等 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方	490円(320円)	0円	820円	490円	300円
第2段階 世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等	490円(420円)	320円	820円	490円	390円
第3段階 世帯全員が市町村民税非課税で、上記に該当しない方	1310円(820円)	320円	1310円	1310円	650円

※()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です

介護保険と医療保険の支払いが高額になったとき

同一世帯内で介護保険・国保など医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。(高額医療・高額介護合算制度)

※給付を受けるには、市区町村への申請が必要です

- 同じ世帯でも、それぞれが異なる医療保険に加入している家族の場合は合算できません
- 自己負担額を超える額が500円未満のときは支給されません

医療と介護の自己負担合算後の限度額(年額)

区分	75歳以上の方	70~74歳の方	70歳未満の方
現役並み所得者(課税所得145万円以上の方)	67万円	67万円	126万円
一般(市町村民税課税世帯の方)	56万円	56万円	67万円
低所得者(市町村民税非課税世帯の方)	31万円	31万円	34万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方(年金収入のみの場合80万円以下の方)	19万円	19万円	34万円

※計算期間は、毎年8月から翌年7月までの12カ月間です